

結社の自由と社会的市民性

石塚 秀雄

物事を成就する」という意味がある。人間自身の生活が目的であつて生産とか労働とかシステムはあくまでも目的を達成する手段だ。それを絶対に逆転させてはならない」というのがあつた。含蓄のふかい記憶に残る言葉である。

地球規模で環境を破壊するほどの大規模な商品の生産、流通、交通、消費、科学技術の歪みと濫用があり、片方では貧困、飢餓、健康破壊が蔓延している。他方では貨幣や株の証券市場で人々が蓄えた細やかお金さえも吸い上げ、有り余る富を手にした巨大企業と金持ちたちがいる。「彼等の世界」への「オルタナティブ」として、市民がその持てる知恵と時間とお金とを持ち寄り、自ら自治する自覚的共同体をつくることは今や論議の段階から実践の段階に入ったと考へる。

マルクスの「共同体」「市民社会」「コミュニティ」という歴史認識はグラムシの「実践の哲学」に連なり、平田清明の言う「市民社会」はヘゲモニー闘争の実践舞台そのものに他ならないのだ。

なお「平田清明と生活クラブ」について月刊「社会運動」(市民セクター政策機構刊、三三四号、二〇〇六年十二月)において平田氏の教えを受けた齊藤日出治氏(大阪産業大学)と岩根邦雄氏(生活クラブ生協の創立者、初代理事長)の長大な対談がある。貴重な記録であるので興味ある方は是非一読されたい。

(参加型システム研究所客員研究員、東京グラムシ会代表、

韓国農漁村社会研究所理事)

一、憲法第二一条の「表現の自由」考

フランス革命は、結社の自由を封印した、そうなの？と
思う人もいるかもしれない。フランスにおいて結社の自由が
復活したのは革命後一〇〇年も過ぎた一九〇一年の「アソシ
エーション法」によってである。フランス革命の理念は、国
家と個人の集合体としての市民という二元論であつた。しか
し、一九世紀の産業化社会は、結社の必要を次第に再認識さ
せていった。こうした個人と結社の関係性についての歴史お
よび理論的格闘が日本では起きなかつた。

日本国憲法第二一条第一項には「集会、結社および言論、
出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する」とあ
る。しかし、われわれはこれを「集会、結社の自由」と「表
現の自由」の二つ、あるいは、大枠での「表現の自由」と受
け止めてきたのではないだろうか。しかし、当然ながら、「結
社の自由」は一つの独立した範疇なのである。「結社の自由」
は国民・人民・市民の基本的権利であるとみんな思っている

が、肝心な「結社の自由」とはなにかということについては改めて考えるべきであろう。

フランスの革命の旗印としての「自由、平等、博愛」の三原則と「結社の自由」の関係はどのようなものであったのだろうか。最近の日本における憲法九条論議などに触発されて、私としては、議論の不足しているものとして第二条の「結社の自由」があるのではないかと、考えるのである。というのは、最近の新自由主義的政策の推進による福祉国家的政策の後退の中で「格差社会」や「医療崩壊」、「年金崩壊」、「雇傭崩壊」といった言葉が流行語となつていくが、そうした社会崩壊の事態の中で市民側の有効な対抗軸をどこに置くのかという点が気になるからである。

自民党の憲法草案によれば、「結社の自由」の記されている第二条は「表現の自由」という小見出しがついている。この小見出しは、私の素人考えでは不十分あるいは誤りである。そのように狭く捉えてはならない。しかし、これまで多くの人々は右も左も（すなわち、自民党憲法草案でも護憲派でも）、日本国憲法の第二条を表現の自由および政治的表明の自由として捉え、結社の自由もそれに関連するものとして捉えているのではなからうか。そうした誤解が生ずる原因はその文章にある。第二条も英語憲法草案の翻訳文であろう。英文は次のようなものである。

Article 21. Freedom of assembly and association as well as speech, press and all other forms of expression are guaranteed. (第二項略)

日本の英語教育では、A as well as B の訳し方を、「Bと同様にAも」と教育しており、たいがいの学生はそのような訳し方をするものであるが、それは不正確だと思う。日本語第二条のように、前から順番に並べていくのが正しい。しかし、それでも、第二条日本語は直訳的なので、日本人のメンタリティとして大事なことは後回しにして言うという性格に引きずられて解釈される危険がある。そうした危険を避けるためには、第二条は、「国民の自由」として分割するのをもっとも良い。すなわち①「集会の自由」②「結社の自由」③言論・出版の自由 ④表現の自由。

なぜならば、学問の自由や信仰の自由は別条として独立しているからであり、とりわけ「結社の自由」は表現の自由などと一緒にしてはならない。

たとえば、ドイツ憲法第九条一項の「結社の自由」規定は、「すべてのドイツ人はフエアイン Verein (アソシエーション) または会社 (ゲゼルシャフト) を作る権利がある」で、三項ではその経済事業体の性格を規定している。

結局、「結社の自由」とはヨーロッパ語でいう「アソシエーションの自由」といえる。しかるば、「アソシエーション」

とはなにか。これが難しい。だからだいたいカタカナで「アソシエーション」と記する場合が多い。要するに、日本語にびつたりした言葉がないのである。だから、外国思想などを紹介する場合、カタカナを頻繁に使用することになる仕儀となる。したがって、門外漢はますますわかつたようである。しかし、言葉のずれは思想のずれである。このずれがなくなるとすれば、世界は一元的言語のためのバベルの塔一本立っていれぱうまくいくのであろうが、やはり聖書に言うように崩れてしまうのである。さらに問う。日本国憲法で言う「結社」は「アソシエーション」と同一であるのか。

二、「結社の自由」考

憲法第二一条の「結社の自由」は、法律入門書や司法試験参考書などの説明を散見する限り、「集会・結社の自由」とワンセットで捉えられることが多く、政治的な集会や政治的結社の自由と解釈されてきたと思われる。したがって、「表現の自由」に集約できるような感じをみんながもったのではないであろうか。それは文章構文上に問題があることは上記に見たとおりである。またそれは日本国憲法ができたときの歴史状況、政治的状况に由来するものでもあり、日本の特殊性の産物であると思われる。まずは、政治結社、政治集会の自由の権利としてとらえられた。またILO勧告などの労働

者の団結権などと関連して受け止められた。

結社の自由の意味が實質的に広がったのは、一九九八年の特定非営利活動法人法（いわゆるNPO法）である。この法の制定の過程で、自民党筋が「市民活動」という用語を嫌って「市民」という言葉はずした事は記憶に新しい。NPO法成立以前に日本には「結社法」すなわち「アソシエーション法」は存在しなかった。ドイツ語のフェアアインやフランス語のアソシエーションに該当するものとしては、日本では協同組合法しかなかったのである。それは本来的に社会的セクターに所属する非営利の市民的・協同的組織のことであり、公権力の別働隊としての公社や公益団体でもないし、ましてや営利企業でもないものである。日本では、伝統的に、公私二元論的見解が主流であり、右も左も、「公益」と「民益」、「公公民か」あるいは政府と市場の二項対立的視点であった。小泉政権における「民にできることは民に」という民営化路線に対する反対根拠も二元論的であったので、そのため三元論を立てられなかったために出口なしの状況となり、今日の社会崩壊的な事態を招来しているのである。

ところで協同組合法も日本においては政府による上からの導入であった。これは一九〇〇年の産業組合法に始まる。柳田国男も農林官僚だったときに「最新産業組合通解」を書き、その中で生産組合について触れており、日本の事情として生産組合は生産の組合でないとやっている。このことはヨーロ

ッパにおける協同組合やアソシエーションというものが市民活動と生産活動に深く関わるものであったことと対照的であることを物語っている。ヨーロッパにあつて日本の協同組合にないものの一は「生産協同組合法」または「労働者協同組合法」である。現在、そのワーカージョープ法の法制化の動きがあり、これまでに日本の法体系の概念にない「協同労働」という概念が法的に誕生するかどうか注目されている。ということとはこれまで労働の協同という概念は日本では歴史的にほとんど形成されなかつたということである。つまり「生産組合」とか「産業組合」というのは、その表現と内容が大いにずれたものであつたのである。日本の農協というのは生産以外のことについて協同する組織なのである。日本においていわゆるワーカージョープ運動が始まつたのは一九八〇年代後半である。善し悪しは別として、ヨーロッパに比べると約一五〇年の落差がある。ついでに言えば日本にはヨーロッパに対応する共済組合法もない。このことは最近の保険業法による自主共済つづしに深く運動している。

さて、一九九八年によく「結社の自由」に対応できる「結社」の存在が認められたが、はたしてこの公益的NPOは「結社」のほとんどを網羅するというにはなっていない。活動範囲は一七に限定されており、特殊日本の非営利解釈によつて社会的経済活動が制限されているからである。日本型NPOは当初、事業（経済活動）をするNPOを想定していな

かつたが、いまや事業型NPOは増加の一途をたどつていゝ。それでは二〇〇六年に成立した公益法人法は、新たなる「結社法」であろうか。これもまたその活動範囲は二三程度に限定されており、公益のしぼりが強く、行政の強い統制下に入るものとなつていゝ。いったいに、政府自民党は市場優先のくせに、なぜ一方で、国民の活動の自由を公益の大義名分の下、抑制しようとするのかといへば、それは、自由な市民的活動を抑圧する口実として最適だと考へていゝからである。

だとすれば、国民・人民・市民の側からはどのような対抗手段が有効なものであろうか。われわれもまた「公益」「公共」のために活動することを指標とすべきなのであろうか。公私二元論のドロ沼はここである。「飛べ、ドロ沼だ」。われわれは第三の利益として「社会益」または「社会的共通益」を立てる必要があるだろう。結社とはたゞNPOのみならず、ヨーロッパでいゝアソシエーションやフェアインというものを含んだものであり、非経済的な団体のみならず、いやむしろ社会的経済団体を主として考へるべきものなのである。日本では、結社は政治的文化的なものとなされることが多く、経済主体と見なすことは少なかつた。人々が経済主体を創造するといふ視点が極めて弱かつたのは、ヨーロッパにおける一五〇年以上にわたるアソシエーション運動の歴史が日本にはなかつたことに由来するものであろう。

「結社」(アソシエーション)は、ドイツ的に見るならば、自主的

な経済事業体、自助組織であり、イギリス的に見るならば、社会的利益会社、ボランティア組織、共済組織、イタリア的に見るならば社会的協同組合、ヨーロッパ全体として見るならば社会的企業、スポーツ、文化、社会団体などの名称などが含まれるものである。そうした下からの自主的民主的団体が、国民の権利としての「結社の自由」であろう。もちろん資本家だつて「結社の自由」はある。しかし、今の日本で起きつつあることは、国民の権利として「結社の自由」の窠窟である。

三、社会的市民性の構築

日本には従来良い表現があつた。それは「社会人」である。学生は卒業して仕事に就いて「いよいよ、君も社会人だね」などと言われる。それは単に大人・アダルトになるということとも違うから、この言葉はなかなか英語に訳せない。まるでアソシエーションという単語の扱いと逆である。

マルクスに「アソシエーション社会構想」があり、これがレーニンの「協同組合論」につながっているというのは、周知のことだが、これに、階級闘争論や福祉国家論、独占資本主義論、社会主義論などが入り組み、百家争鳴状態であることは諸子をご存じの通りである。マルクスの議論は「協同社会」、「協同組合社会」などと訳されている。「協同組合」はアソシエーションの訳としては限定的なものに、すでになつ

ていよう。しかし、「協同社会」という訳語については、たとえばロビンズ（ハースト）の「アソシエーティブ・デモクラシー」（一九九四年）が論じている。資本主義と国家統制という経済的問題をアソシエーションを媒介として、企業の民主化あるいは民主主義企業の構築をする、という議論が大いに参考になるであろう。ハーストはイギリス的伝統にしたがつて、アソシエーションに関して非営利という言葉は使っていない。そのような狭い概念としてアソシエーションを捉えていない。そもそも非営利はアメリカ的な概念であつて、近年グローバル化したがい、ヨーロッパにもその概念が浸透してきたものである。ハーストが使っているのはボランティアとセルフ・ガバナンスである。このガバナンスはコーポレート・ガバナンスにつながる議論のものである。ハーストのアソシエーションの議論では、アソシエーションは方法的なもの、および経済的なものとしてある。

したがって、日本における非営利・営利のスコラ的な議論は、もういい加減にやめた方がよいと思う。日本でもっとも懸念されるのは「公益」「公共」による線引き議論である。日本の場合、「公益」「公共」はあくまでも国家的視点による線引きである。この議論に乗ってしまうと日本のNPOなどは足許を掬われることになるだろう。代わる言葉としては「社会益」「社会的共同性」といったものにすべきであろう。経済的事業体としては「社会的企業」「社会的事業組織」など。システム

として「社会的経済」。社会人という言葉を作る日本人であるから、以上の言葉も慣れてしまえば大丈夫であろう。

結社(アソシエーション)を狭く考えてはならない。その性格は、民主的、自発的、自主管理の組織であり、「社会的利益」「社会的共同性」の実現を目指す、文化的、社会的、政治的、経済的な事業組織である、とするのが良いと思う。憲法第二一条の「結社」は政治結社というイメージが大きかったのではないか。それでは、「結社」を人民の自由の実現の手段とするには不十分である。憲法では「国民主権」であるが、われわれが「人民主権」を実現するためには、「結社の自由」は非常に重要な手段である。しかし、今、公益法人法、保険業法、労働契約法、教育基本法など諸法の改悪によって、人々の「結社の自由」は抹殺されようとしている。

まことに、資本家階級は支配階級として都合の良い制度を構築しつづつある。非資本家階級は、近時のイデオロギー闘争では、「自己責任論」「自立・自助論」「社会的連帯」などの言葉を逆手に取られて、一敗地にまみれている。それはみずからの側の「自立・自助」「自己責任」「社会的連帯」の論理を構築出来なかったからである。最初に戻り、なぜフランス革命で否定された結社の自由が復活したのか。それは個人中心の論理の修正を迫られたからであり、結社は、資本主義の中で新装開店して、人々(労働者、市民)の主体性の新しい武器として、対抗軸として活用されるという歴史的闘争があ

ったからである。

主体性とは、たとえば、「悪辣な」大企業を民主的に規制するとして、誰が、どのような企業ガバナンスをするのか、ということでも問われる問題である。そこでは、資本主義企業にとどまるのか、それとも社会的企業になるのか、ということさえ、議論としては明示されていないのが、われわれの現状ではないだろうか。敵を押しさえつけたり、高い税金を取る、規制するなどということだけでは、問題は解決しない。国民が、生産と消費あるいは再配分の両方、あるいは政治と経済の両方をみずからの手中に収めるといふ領域を持たない限り主体性を獲得したとはいえないのである。チャンスの女神は前髪しかない、という。急がないと前髪をつかみそこね、日本の「社会崩壊」が近づく。

イタリア総選挙の結果を考える

小原 耕一

去る四月一三、一四日のイタリア総選挙の結果、ベルルスコーニ率いる「自由国民」を中核とする中道右派連合が上下

アソシエーション・あしかび・アソシエーション・あしかび・アソシエーション・あしかび・アソシエーション・あしかび・アソシエーション・あしかび